

◎新潟県告示第88号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付並びに条例第58条第1項後段及び同条第2項の規定による自動車税の環境性能割の納付並びに条例第69条第1項後段及び第69条の2の規定による自動車税の種別割の納付並びに地方税法附則第29条の12第1項に規定する軽自動車税の環境性能割の納付に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月30日

新潟県知事 花 角 英 世

地域

富山県、石川県